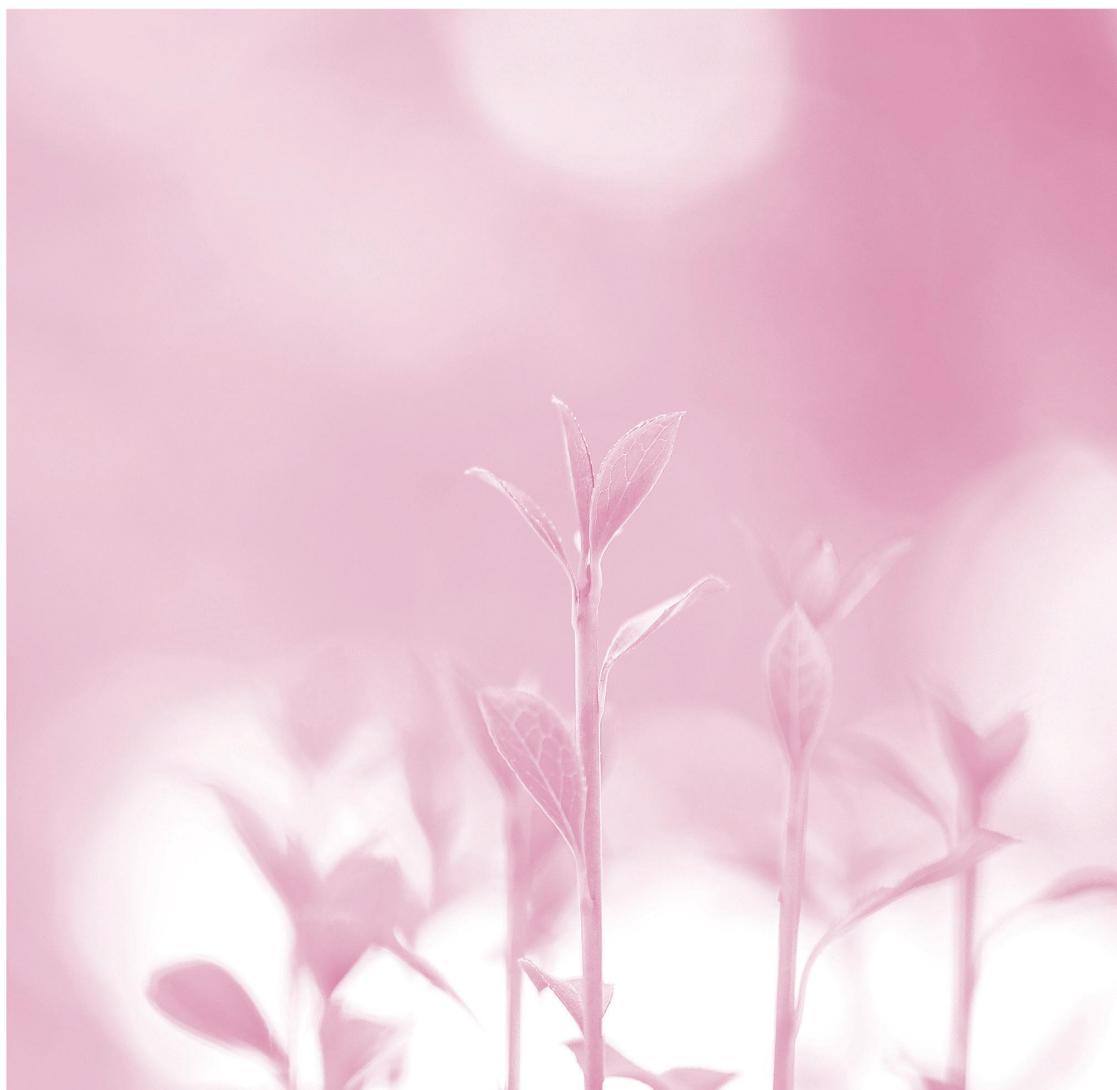


# 労災保険

---

## 障害(補償)等給付 の請求手続



業務または通勤が原因となった負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合には、障害補償給付（業務災害の場合）、複数事業労働者障害給付（複数業務要因災害の場合）または障害給付（通勤災害の場合）が支給されます。

## 給付の内容

残存障害が、障害等級表(4～7ページ)に掲げる障害等級に該当するとき、その障害の程度に応じて、それぞれ下記のとおり支給されます。

- 障害等級第1級から第7級に該当するとき  
障害(補償)等年金、障害特別支給金、障害特別年金
- 障害等級第8級から第14級に該当するとき  
障害(補償)等一時金、障害特別支給金、障害特別一時金

船員については、労災保険給付に加え、船員保険から給付される場合もあります。

## 年金の支払月

障害(補償)等年金は、支給要件に該当することとなった月の翌月分から支給され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に、それぞれの前2か月分が支払われます。

※ 障害等級が第1または2級の胸腹部臓器、神経系統および精神の障害を有しており、現に介護を受けている方は、介護(補償)等給付を受給することができます。この給付を受けるためには、別途請求書等をご提出いただく必要があります。

障害等級	障害(補償)等給付		障害特別支給金 <sup>(注)</sup>		障害特別年金		障害特別一時金	
	年金	給付基礎日額の313日分	一時金	342万円	年金	算定基礎日額の313日分		
第1級								
第2級	"	" 277日分	"	320万円	"	" 277日分		
第3級	"	" 245日分	"	300万円	"	" 245日分		
第4級	"	" 213日分	"	264万円	"	" 213日分		
第5級	"	" 184日分	"	225万円	"	" 184日分		
第6級	"	" 156日分	"	192万円	"	" 156日分		
第7級	"	" 131日分	"	159万円	"	" 131日分		
第8級	一時金	" 503日分	"	65万円			一時金	算定基礎日額の503日分
第9級	"	" 391日分	"	50万円			"	" 391日分
第10級	"	" 302日分	"	39万円			"	" 302日分
第11級	"	" 223日分	"	29万円			"	" 223日分
第12級	"	" 156日分	"	20万円			"	" 156日分
第13級	"	" 101日分	"	14万円			"	" 101日分
第14級	"	" 56日分	"	8万円			"	" 56日分

(注) 同一の災害により、既に傷病特別支給金を受けた場合は、その差額となります。

## 「治ったとき」とは

労災保険における傷病が「治ったとき」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療(注1)を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態(注2)をいい、この状態を労災保険では「治ゆ」(症状固定)といいます。

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ」(症状固定)として、療養(補償)等給付を支給しないこととなっています。

なお、せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等、慢性肝炎などの傷病に罹<sup>かか</sup>り患<sup>わ</sup>びた方に対しては「治ゆ」(症状固定)後においても後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあるので予防その他の保健上の措置として診察、保健指導、保健のための薬剤の支給などを行う「アフターケア」を実施しています。

このアフターケアは、都道府県労働局長が交付する「健康管理手帳」を労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターおよび多くの労災保険指定医療機関に提示することにより無料で受けることができます。

(注1)「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲(基本的には、健康保険に準拠しています)として認められたものをいいます。したがって、実験段階または研究的過程にあるような治療方法は、ここにいう医療には含まれません。

(注2)「医療効果が期待できなくなった状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。

## 給付基礎日額

「給付基礎日額」とは、原則として、労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。

平均賃金とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因となった事故が発生した日または医師の診断によって疾病の発生が確定した日(賃金締切日が定められているときは、傷病発生日の直前の賃金締切日)の直前3か月間にその労働者に対して支払われた賃金の総額(ボーナスや臨時に支払われる賃金を除く)を、その期間の暦日数で割った1日当たりの賃金額です。

なお、複数事業労働者の給付基礎日額については、原則、複数就業先に係る給付基礎日額に相当する額を合算した額となります。

年金としての保険給付(注1)の額の算定の基礎となる給付基礎日額は、毎年、前年度と比較した賃金水準(注2)の変動率に応じて増額または減額(スライド)されます。また、年齢階層別の最低・最高限度額も適用されます(年金給付基礎日額)。

船員については、給付基礎日額の特例があります。

(注1) 傷病(補償)等年金、障害(補償)等年金、遺族(補償)等年金

(注2) 厚生労働省が作成している「毎月勤労統計」における労働者1人当たりの平均給与額

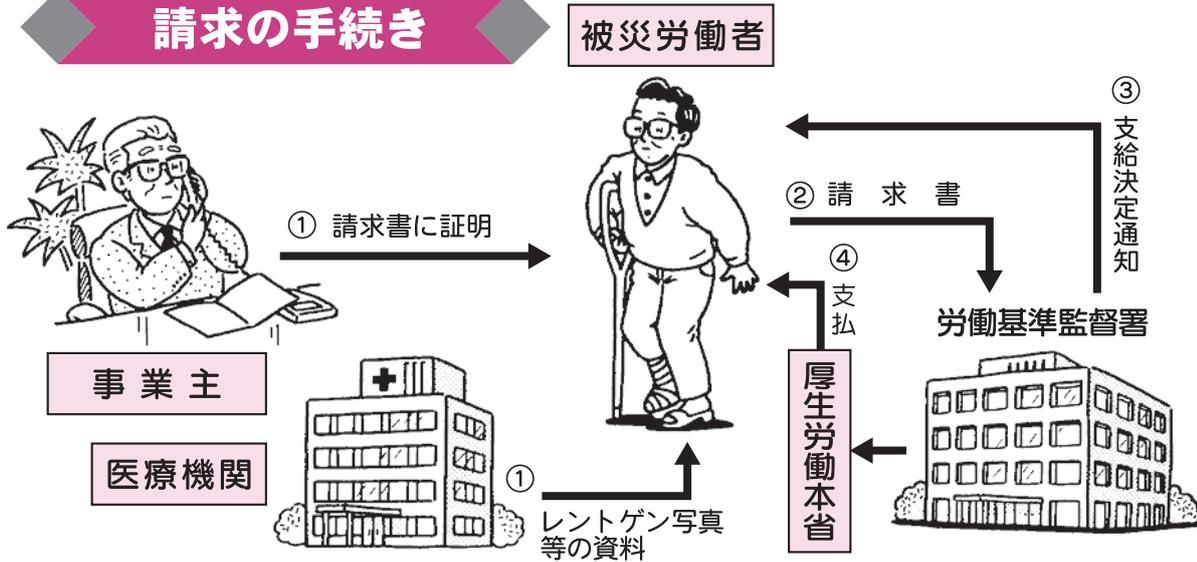
## 算定基礎日額

「算定基礎日額」とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日または診断によって病気にかかったことが確定した日以前1年間に、その労働者が事業主から受けた特別給与の総額(算定基礎年額)を365で割った額です。特別給与とは、給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど3か月をこえる期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれません。

なお、複数事業労働者の算定基礎日額については、原則、複数就業先に係る算定基礎年額に相当する額を合算した額を365で割った額となります。

特別給与の総額が給付基礎年額(給付基礎日額の365倍に相当する額)の20%に相当する額を上回る場合には、給付基礎年額の20%に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、150万円が限度額です。

## 請求の手続き



障害（補償）等給付を請求するときは、所轄の労働基準監督署長に、「障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書」（様式第10号）または「障害給付支給請求書」（様式第16号の7）を提出してください。

また、各請求書に添付する診断書に、医師または歯科医師の診断を記入してもらってください。（個人番号の記載された請求書を医療機関に提示したり、送付したりすることのないようご注意ください。）

診断書料を請求する場合は、「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書」（様式第7号）または「療養給付たる療養の費用請求書」（様式第16号の5）を、併せて提出してください。

なお、特別支給金の支給申請は、原則として障害（補償）等給付の請求と同時に行うこととなっております。

船員については、船員保険分を全国健康保険協会（協会けんぽ）に請求する場合があります。

### ● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必要に応じて	レントゲン写真等の資料
同一の事由によって、障害厚生年金、障害基礎年金等の支給を受けている場合	支給額を証明することのできる書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

### ● 個人番号の取扱いについて

「障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書」（様式第10号）または「障害給付支給請求書」（様式第16号の7）を提出される際には、個人番号を記入してください。

労働基準監督署の窓口に出される場合は、封筒に入れるなどして周囲の人の目に触れないようご注意ください。また、個人番号が記載された請求書等を提出される際には、本人確認（個人番号確認と身元（実在）確認）を行いますので、本人確認書類をご用意ください。

（本人確認書類の例）

①個人番号カード

②通知カード、個人番号付き住民票など + 運転免許証、パスポートなど

労働基準監督署に郵送される場合は、普通郵便による提出も受理いたしますが、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。また、本人確認のため本人確認書類の写しを同封してください。

詳しくは労働基準監督署にご相談ください。

# 請求に関する時効

障害（補償）等給付は、傷病が治った日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

## 障害等級表

### 労働者災害補償保険法施行規則 別表第一 障害等級表

障害等級	給付の内容	身体障害	障害等級	給付の内容	身体障害
第1級	当該障害の存する期間1年につき給付基礎日額の313日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼が失明したもの</li> <li>2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>5 削除</li> <li>6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>7 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>9 両下肢の用を全廃したもの</li> </ol>	第4級	同 213日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>6 両手の手指の全部の用を廃したもの</li> <li>7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> </ol>
第2級	同 277日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 両眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>3 両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>4 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>	第5級	同 184日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>2 1上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>3 1下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>4 1上肢の用を全廃したもの</li> <li>5 1下肢の用を全廃したもの</li> <li>6 両足の足指の全部を失ったもの</li> </ol>
第3級	同 245日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>5 両手の手指の全部を失ったもの</li> </ol>	第6級	同 156日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声</li> </ol>

障害等級	給付の内容	身体障害
		<p>を解することができない程度になったもの</p> <p>4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>5 1 上肢の3大関節中の2 関節の用を廃したもの</p> <p>6 1 下肢の3大関節中の2 関節の用を廃したもの</p> <p>7 1 手の5 の手指又は母指を含み4 の手指を失ったもの</p>
第7級	同 131日分	<p>1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>2の2 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>4 削除</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 1 手の母指を含み3 の手指又は母指以外の4 の手指を失ったもの</p> <p>7 1 手の5 の手指又は母指を含み4 の手指の用を廃したもの</p> <p>8 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>9 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>10 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>12 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>13 両側のこう丸を失ったもの</p>

障害等級	給付の内容	身体障害
第8級	給付基礎日額の 503日分	<p>1 1 眼が失明し、又は1 眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>2 せき柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 1 手の母指を含み2 の手指又は母指以外の3 の手指を失ったもの</p> <p>4 1 手の母指を含み3 の手指又は母指以外の4 の手指の用を廃したもの</p> <p>5 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの</p> <p>7 1 下肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの</p> <p>8 1 上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 1 下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 1 足の足指の全部を失ったもの</p>
第9級	同 391日分	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1 眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>6の3 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>7 1 耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服すること</p>

障害等級	給付の内容	身体障害
		<p>ができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>11 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>12 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	同 302日分	<p>1 1眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>1の2 正面視で複視を残すもの</p> <p>2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 削除</p> <p>6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</p> <p>9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>

障害等級	給付の内容	身体障害
第11級	同 223日分	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 せき柱に変形を残すもの</p> <p>6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>7 削除</p> <p>8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の運行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	同 156日分	<p>1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に変形を残すもの</p> <p>8の2 1手の小指を失ったもの</p> <p>9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の</p>

障害等級	給付の内容	身体障害
		足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部にがん固な神経症状を残すもの 13 削除 14 外貌に醜状を残すもの
第13級	同 101日分	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 削除 7 削除 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの

障害等級	給付の内容	身体障害
		10 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第14級	同 56日分	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削除 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの 9 局部に神経症状を残すもの 10 削除

## 備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

# 請求書記入例

様式第10号(表面)  
業務適用用  
複数業務並発災害用

労働者災害補償保険  
労働者災害補償保険  
給付金支給請求書  
給付金特別支給請求書  
給付金一時給付請求書

① 労働保険番号 府県 所掌 管轄 基礎番号 枝番号 13 103 13 077 200 0		④ 負傷又は発病年月日 令和3年 5月 24日 年 前 3時 30分頃	
② 年金証書の番号 管轄局 種別 西暦年 番号		⑤ 傷病の発症した年月日 令和3年 9月 6日	
③ 氏名 厚労太郎 (男・女) 生年月日 昭和30年 3月 10日(0歳) フリガナ 厚労太郎 住所 千代田区霞が関1-2-2 職 種 〇〇		⑥ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全又は有害な状態があった(け)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること。 〇〇ビル建設現場において、足場の組立作業中に誤って、足場板を右足甲に落とし骨折した。	
⑦ 平均賃金 6,338 円12銭		⑧ 特別給与の種類(年額) 650,000 円	
⑨ 厚生年金保険等の受給関係 当該傷病に 関して支給され る年金の種類等		⑩ 被保険者資格の 取得年月日 年 月 日	
⑪ 事業主の氏名 株式会社〇〇支店 代表取締役 〇〇二郎 (法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名)		⑫ 添付する書類 レントゲン写真2枚	
⑬ 年金の払込先 を希望する金融機関の名称 〇〇 銀行・金庫 農協・漁協・信組		⑭ 預金の種類及び口座番号 普通・当座 第 123456 号 ※ 郵便局コード	

令和3年 9月 10日

請求人 上野 労働基準監督署長 殿  
住所 千代田区霞が関1-2-2  
氏名 厚労太郎  
個人番号 123456789012

この用紙には災害が発生した事業場または主に負荷があったと考える事業場について記載してください。

通勤災害の場合は様式第16号の7

直接所属している事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入します。

同一の傷病について厚生年金保険等の年金を支給される場合にのみ記入してください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。

添付する書類その他の資料名を記入してください。

本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、□にレ点を記入してください。

請求(申請)される方の個人番号を記入してください。

様式第10号(裏面)

		⑭ 其他就業先の有無	
有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)	有の場合でいずれかの事業場で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業場を含まない)	
無	社	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称	
労働保険番号(特別加入)		加入年月日	年 月 日
		給付基礎日額	円

複数の事業場で就業されている場合、「有」に○をつけ、事業場数を記入してください。ここで記入された事業場ごとに様式第8号(通勤災害の場合は様式第16号の6)別紙1から別紙3の作成が必要となります。ただし、すでに休業(補償)等給付の請求時に別紙1から別紙3を提出している場合は不要です。

[注意]

- ※印欄には記載しないこと。
- 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- ③の労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載すること。
- ⑦には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を記載すること(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- ⑧には、負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- 請求人(申請人)が傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金を受けていた者であるときは、
  - ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
  - ②には、傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
  - 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、
  - ⑦には、その者の給付基礎日額を記載すること。
  - ⑧は記載する必要がないこと。
  - ④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
  - 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- ⑩については、障害補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害特別年金の支給を受けることとなる場合において、障害補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害特別年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、障害補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害特別年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。  
なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
- 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。
- ⑭「其他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3を其他就業先ごとに記載すること。その際、其他就業先ごとに様式第8号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。
- 複数事業労働者障害年金の請求は、障害補償年金の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされること。
- ⑭「其他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者障害年金の請求はないものとして取り扱うこと。
- 疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかな疾病以外は、障害補償年金のみで請求されることとなること。

複数の事業場で就業されている場合で、かつ特別加入している場合に記入してください。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			( ) —

# 通勤災害の場合

様式第16号の7(別紙)

様式第16号の7で請求する場合に添付します。

## 通勤災害に関する事項

① 労働者の氏名	厚労 花子		
② 災害時の通勤の種別 (該当する記号を記入)	イ. 住居から就業の場所への移動 ロ. 就業の場所から住居への移動	エ. 就業の場所から他の就業の場所への移動 ホ. ロに後続する住居間の移動	オ. 先に先行する住居間の移動
③ 負傷又は発病の年月日及び時刻	令和3年7月1日 午後 8時20分頃		
④ 災害発生場所	西東京市中町〇丁目付近		
⑤ 就業の場所 (災害時の通勤の種別がハに該当する場合は移動の終点たる就業の場所)	西東京市中町〇-〇-〇		
⑥ 就業開始の予定年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がイ、ハ又はニに該当する場合は記載すること)	令和3年7月1日 午後 8時45分頃		
⑦ 住居を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がイ、エ又はホに該当する場合は記載すること)	令和3年7月1日 午後 8時00分頃		
⑧ 就業終了の年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がロ、ハ又はホに該当する場合は記載すること)	年 月 日 午前 時 分頃		
⑨ 就業の場所を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がロ又はハに該当する場合は記載すること)	年 月 日 午前 時 分頃		
⑩ 災害時の通勤の移動の通常経路、方法及び所要時間並びに災害発生時、災害発生場所から就業場所に至る経路、方法、所要時間	<p>(通常の移動の所要時間 時間 30分)</p>		
⑪ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所を、 (い)どのような方法で移動している際に、 (う)どのような物で又はどのような状況において、 (え)どのようにして災害が発生したかを簡明に記載すること	<p>長男を自宅近くにある保育園にあずけるため自転車で送って行き、その後会社に向かう途中、工事現場の横にさしかかったところ、エレベーターから落下した資材の下敷きとなり、両足を骨折した。</p>		
⑫ 現認者の住所	西東京市土町〇-〇-〇		
⑬ 現認者の氏名	〇〇正夫 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇		
⑭ 転任の有無(災害時の通勤の種別がニ又はホに該当する場合)	有	無	⑮ 転任の直前の住居に係る住所

災害時の通勤の種別について、該当する記号を記入してください。

通勤の種別により、記入項目が異なります。

災害時の通勤の種別に関する移動の通常経路、方法、所要時間と、災害発生の日に住居または就業の場所から災害発生場所に至る経路、方法、所要時間をわかりやすく記入してください。なお、地図を貼付してそれ書き入れることや、適宜別紙に記載してあわせて提出することも可能です。

どのような場所で、どのような状態で、どのようにして災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。

災害発生の実事を確認した方の氏名を記入してください。該当者がいない場合は、災害発生時の報告を受けた事業場の方の職名、氏名を記入してください。

〔注意〕

- ③は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定年月日及び時刻を、ニの場合には、後続するイの移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定の年月日及び時刻を記載すること。
- ④は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を、ホの場合には、先行するロの移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を記載すること。
- ⑦は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の起点たる就業の場所を離れた年月日及び時刻を記載すること。
- ⑩は、通常の通勤の経路を図示し、災害発生場所及び災害の発生の日に住居又は就業の場所から災害発生場所に至る経路を朱線等を用いてわかりやすく記載するとともに、その他の事項についてもできるだけ詳細に記載すること。

## 障害(補償)等年金前払一時金

障害(補償)等年金を受給することとなった方は、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。

### 給付の内容

前払一時金の額は、障害等級に応じて定められている一定額（次の表を参照）の中から、希望するものを選択できます。

なお、前払一時金が支給されると、障害(補償)等年金は、各月分（1年を経過した以降の分は法定利率で割り引いた額）の合計額が、前払一時金の額に達するまでの間支給停止されます。

障害等級	前 払 一 時 金 の 額
第 1 級	給付基礎日額の 200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、1,200日分 または1,340日分
第 2 級	” 200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分または1,190日分
第 3 級	” 200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分または1,050日分
第 4 級	” 200日分、400日分、600日分、800日分または920日分
第 5 級	” 200日分、400日分、600日分または790日分
第 6 級	” 200日分、400日分、600日分または670日分
第 7 級	” 200日分、400日分または560日分

### 請求の手続き

障害(補償)等年金前払一時金の時効は、当該傷病の治った日の翌日から2年です。

障害(補償)等年金前払一時金を請求するときは、原則として、障害(補償)等給付の請求と同時に、「障害補償年金・複数事業労働者障害年金・障害年金前払一時金請求書」（年金申請様式第10号）を、所轄の労働基準監督署長に提出してください。

ただし、当該傷病の治った日の翌日から2年以内で、かつ年金の支給決定の通知のあった日の翌日から1年以内であれば、障害(補償)等年金を受けた後でも前払一時金を請求できます。この場合は、それぞれの障害等級に対応する最高限度額から、既に支給された年金の額を減じた額の範囲内で請求していただくことになります。

# 請求書記入例

年金申請様式第10号

労働者災害補償保険

障害補償年金  
 複数事業労働者障害年金  
 障害年金  
**前払一時金請求書**

(注意) 請求する給付日数欄の( )には、加重障害の給付日数を記入してください。

年金証書の番号		管轄局	種別	西暦年	番号		
		1 3	3	1 3	9	8	7 6
請求人 (被災労働者)	氏名	労働 一郎			生年月日	昭和〇〇年 8月 6日	
	住所	千代田区霞が関1-2-2					
請求する給付日数 (チェックを入れる)	第一級	200	400	600	800	1000	1200 1340日分 ( )
	第二級	200	400	600	800	1000	1190日分 ( )
	第三級	200	400	600	800	1000	1050日分 ( )
	第四級	200	400	600	800	920	日分 ( )
	第五級	200	400	600	790	日分	( )
	第六級	200	400	600	670	日分	( )
	第七級	200	400	560	日分	( )	( )
							労働年金受給の有無 受けている 受けていない

年金証書の番号を記入してください。

該当する障害等級の中で請求する給付日数を○で囲んでください。

上記のとおり 障害補償年金  
 複数事業労働者障害年金  
 障害年金  
 前払一時金を請求します。

令和3年5月9日

郵便番号 100 - 8916 電話番号 00 - 0000 - 0000

住所 千代田区霞が関1-2-2

請求人の  
(代表者) 氏名 労働 一郎

中央 労働基準監督署長 殿

銀行等に振込を希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。

振込を希望する銀行等の名称		預金の種類及び口座番号	
○ ○ 銀行 金庫 農協 漁協 信組	△ △ 本店 支店 支所	普通 当座 第 123456 号	
		名義人 労働 一郎	

## 障害(補償)等年金差額一時金

障害(補償)等年金の受給権者が死亡したとき、既に支給された障害(補償)等年金と障害(補償)等年金前払一時金の合計額が、障害等級に応じて定められている一定額に満たない場合には、遺族に対して、障害(補償)等年金差額一時金が支給されます。

障害(補償)等年金差額一時金の支給を受けることができる遺族は、次の(1)または(2)の遺族で、支給を受けるべき順位は、(1)、(2)の順序、さらに(1)、(2)の中では記載の順となります。

- (1)労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者(注)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

(注)婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。(2)において同じ

- (2) (1)に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

### 給付の内容

障害(補償)等年金差額一時金の額は、障害等級に応じて定められている下記的一定額から既に支給された障害(補償)等年金と障害(補償)等年金前払一時金の合計額を差し引いた額です。

また、障害特別年金についても、障害(補償)等年金と同様に、差額一時金の制度があり、障害特別年金の受給権者が死亡したとき、既に支給された障害特別年金の額が、障害等級に応じて定められている下記的一定額に満たない場合には、その差額が障害特別年金差額一時金として、遺族(障害(補償)等年金差額一時金を受けることができる遺族と同じです。)に支給されます。

障害等級	障害(補償)等年金差額一時金	障害特別年金差額一時金
第1級	給付基礎日額の 1,340日分	算定基礎日額の 1,340日分
第2級	” 1,190日分	” 1,190日分
第3級	” 1,050日分	” 1,050日分
第4級	” 920日分	” 920日分
第5級	” 790日分	” 790日分
第6級	” 670日分	” 670日分
第7級	” 560日分	” 560日分

## 請求の手続き

障害(補償)等年金差額一時金の時効は、被災労働者の死亡した日の翌日から5年です。

障害(補償)等年金差額一時金を請求するときは、所轄の労働基準監督署長に「障害補償年金差額一時金・複数事業労働者障害年金差額一時金・障害年金差額一時金支給請求書」(様式第37号の2)を提出してください。

なお、請求書には、次の書類を添付してください。

### ●提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	戸籍の謄本または抄本等の請求人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる書類
死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合	その事実を証明する書類
死亡労働者の収入によって生計を維持していた場合	その事実を証明する書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

# 請求書記入例

様式第37号の2(表面)

## 労働者災害補償保険

障害補償年金差額一時金支給請求書  
 複数事業労働者障害年金差額一時金支給請求書  
 障害年金差額一時金支給請求書  
 障害特別年金差額一時金支給申請書

業務災害・複数業務要因災害・通勤災害共通になっています。

① 年金証書番号				② フリガナ		ロウドウ タロウ	
				死亡氏名		労働太郎 (男・女)	
管轄局	種別	西暦年	番号	労働者の生年月日	昭和〇〇年 6月 19日(〇〇歳)		
1	3	3	81	死亡年月日	令和〇年 7月 20日		
③ 請求人	氏名	生年月日	住所	死亡労働者との関係	請求人(申請人)の代表者を選任しないときはその理由		
	労働花子	昭和〇〇年3月10日	千代田区霞が関1-2-2	妻			
		年月日					
		年月日					
		年月日					
		年月日					
④ 添付する書類その他の資料名		戸籍謄本、住民票					

年金証書の番号を記入してください。

添付する書類その他の資料名を記入してください。

障害補償年金差額一時金又は複数事業労働者障害年金差額一時金の支給を請求  
 上記により 障害年金差額一時金の支給を請求します。  
 障害特別年金差額一時金の支給を申請

銀行等に振込を希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。

令和3年8月6日 于 100-8916 電話(〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 請求人住所 千代田区霞が関1-2-2  
 申請人の住所 千代田区霞が関1-2-2  
 (代表者) 氏名 労働花子 方  
 渋谷 労働基準監督署長 殿 氏名 労働花子

振込を希望する金融機関の名称	預金の種類及び口座番号
〇〇 銀行・金庫 農協・漁協・信組	本店・本所 普通・当座 第123456号
△△	支店・支所 口座名義人 労働花子

## 社会復帰促進等事業について

労災保険では、保険給付の他に、被災労働者の円滑な社会復帰の促進や遺族を含めた援護などを図るために、以下のような社会復帰促進等事業を実施しています。

### ● 義肢等補装具購入（修理）に要した費用の支給

障害（補償）等給付を受給していて、一定の欠損障害または機能障害が残った方に対し、義肢や車いすなどの補装具の購入（修理）に要した費用を支給します。

義肢等補装具の購入（修理）に要した費用の支給を受けようとする場合は、「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」を都道府県労働局長に提出してください。

### ● アフターケア

せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等、慢性肝炎等の傷病にり患した方に対して「治ゆ」（症状固定）後においても後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあるので予防その他保健上の措置として診察、保健指導、保健のための薬剤の支給などを実施しています。

アフターケアは、被災労働者からの申請に基づき都道府県労働局長が交付する「健康管理手帳」を労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、多くの労災保険指定医療機関に提示することにより、無料で受けることができます。

### ● 労災就学等援護費

労災就学等援護費には、労災就学援護費と労災就労保育援護費の2種類があり、第1～3級の障害（補償）等年金を受給していて、一定の要件に該当する方で、

①生計を同じくしている子が学校※に在学中、またはこの子を就労のために保育所などに預けている場合（※小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校等）

②受給している本人が在学中またはその家族の就労のために保育所などに預けられている場合に支給します。

「労災就学等援護費支給請求書」に在学証明書など必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。

### ● 長期家族介護者援護金

一定の障害により障害等級第1または2級の障害（補償）等年金を、10年以上受給していた方が業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たすご遺族の方に、長期家族介護者援護金を支給します。

「長期家族介護者援護金支給申請書」に必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。



労災 請求書

検索

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>)

トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労災保険給付関係請求書等ダウンロード





